

「政策情報月報」について

「政策情報月報」では、国や東京都の政策の動向に関連する、タイムリーな情報を幅広く収集し、都議会の議員及び各会派の皆様にご提供しております。なお、電子メールでもお送りいたしますので、併せてご活用いただければ幸いです。

本資料は、東京都議会の調査研究に資するための内部資料です。



目 次

最近の動き	1 頁
・ 都の動き	1 頁
・ 国の主な報告、答申などの情報	3 頁
・ 法律などの動き	5 頁
特集	
道州制への動き	6 頁
トピックス	13 頁
経済の動き	14 頁
・ 国内の動き	14 頁
・ 都内の動き	15 頁
図書館からのお知らせ	18 頁

最近の動き

都の動き

12月

(12月25日

~28日)

「公園別マネジメントプラン」を策定（25日、建設局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/12/70gcq100.htm>

都の国民健康保険収納率 5年ぶりに上昇するも9年連続で全国最低（25日、福祉保健局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcq300.htm>

「東京水道経営プラン2007」を策定（26日、知事本局）

<http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/press/h18/press061226-2.htm>

「商店街パワーアップ基金事業」を決定（26日、産業労働局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcq500.htm>

ホームページ「東京くらしWEB」を開設（26日、生活文化局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcq900.htm>

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

H19東京都予算（原案）の概要を発表（26日、財務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2006/12/70gcq100.htm>

H19組織改正及び職員定数の概要を発表（26日、総務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcq100.htm>

H19東京都監理団体所要人員計画の概要を発表（26日、総務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcq200.htm>

「第1回三宅島オートバイレース大会（仮称）」実施基本案を発表

（26日、三宅村・三宅島オートバイレース実行委員会・東京都総務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/12/20gcq600.htm>

「こども芸能体験ひろば」を開催 - 子ども向け舞台芸術参加・体験プログラム -

（27日、生活文化局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/EVENT/2006/12/21gcr200.htm>

1月

(1月4日~

20日)

「復興まちづくりの支援に関する協定」を締結（5日、総務局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h15100.htm>

直圧直結給水の適用範囲を拡大 - 3階建て以上の建物にも - （11日、水道局）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1b200.htm>

東京大マラソン祭り2007の開催を発表（11日、東京オリンピック招致本部）

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/EVENT/2007/01/21h1c100.htm>

1月

(1月4日～
20日)

教科「奉仕」の授業計画を発表(11日、教育庁)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1c201.htm>

「都立高校教育環境改善検討委員会報告書」を発表

都立高校への冷房設置に関する総合的な調査・検討(11日、教育庁)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1c300.htm>

赤坂プレスセンター臨時ヘリポート問題の解決について発表(12日、知事本局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1c500.htm>

平成19年度復活予算案の概要を公表(15日、財務局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2007/01/70h1f100.htm>

インターネット福祉保健改革モニターアンケート結果を公表(15日、福祉保健局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2007/01/60h1g100.htm>

平成18年度東京都特別職報酬等審議会の答申を公表(15日、総務局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2007/01/40h1g100.htm>

国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結(16日、教育庁)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1a200.htm>

平成19年度 都区財政調整について(要旨)を発表(16日、総務局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2007/01/70h1h100.htm>

子どもの生活リズムに関する報告書・リーフレットを作成(17日、青少年・治安対策本部)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1h100.htm>

全国知事会議 「道州制に関する基本的考え方」をまとめた(18日、知事本局)

<http://www.tocho-i.metro.tokyo.jp/>

http://www.nga.gr.jp/news/f_news_new.html

平成18年度最終補正予算案の概要を公表(18日、財務局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2007/01/70h1i100.htm>

都立墨東病院にESCO(エスコ)事業を導入し、事業者の公募を開始

- 光熱水費縮減及び地球温暖化対策を目的に - (18日、財務局 病院経営本部)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/BOSHU/2007/01/22h1i200.htm>

「東京の福祉保健の新展開 2007」を策定 - 26の重点プロジェクト -

(19日、福祉保健局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1j600.htm>

新たなろう教育の実践を可能にする特区計画(全国初)を申請(19日、知事本局)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1j800.htm>

2007ジュニアスポーツアジア交流大会(バドミントン)を初開催(19日、教育庁)

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2007/01/20h1j200.htm>



「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」

(内閣府 規制改革・民間開放推進会議 12月25日)

今後取り組むべき規制改革・民間開放の推進に向けた諸課題と、政府内部で合意を得た事項をとりまとめた。

まず、今後の課題としては、 全省庁を通じた規制の横断的評価・見直し、民や地方との分担・協働を通じたスリムな行政の構築、 改革と競争を通じたオープンで公正な経済社会の実現、 多様な働き方と再チャレンジを可能とする社会の実現、 豊かで創造性溢れる国づくりの基盤となる教育の再生、 安全安心な生活環境の実現 を掲げた。

次に、各分野の規制改革について、横断的制度等分野（国・地方等分野など）のほか「福祉・保育」、「雇用・労働」等11分野にわたって具体的な事項をまとめた。

このうち、国・地方等分野においては、 国の過剰関与の見直しとして、公営住宅家賃の決定や土地利用計画の策定事務など、 地方毎に異なる規制の合理化として、地方公金納入書、公共工事入札願い手続等、などを挙げた。

政府は答申を踏まえ、規制改革に関する新3カ年計画を策定する方針である。

(<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/index.html>)

「再チャレンジ支援総合プラン」

(内閣府 多様な機会のある社会推進会議 12月25日)

国民一人ひとりがその能力や持ち味を發揮し、努力が報われる公正な社会を構築することが国政の重要課題とし、再チャレンジ支援策を総合的にまとめた。

重点課題は、第一に、長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ（フリーターの常用雇用化など）第二に、機会の均等化（子育て、長期の離職等、様々な事情困難を抱える人への支援など）、第三に、複線型社会の実現（高齢者・団塊世代の活躍の場や社会人の学び直しの機会の拡大など）を掲げた。

主な支援策としては、雇用対策法の改正（若者の雇用機会確保への努力義務）、子育て女性向け職業紹介窓口の増設、貸金業法の施行（過剰貸付の抑制）、再チャレンジ支援融資・保証制度の創設、などを挙げている。

達成すべき目標は、 個々の課題にチャレンジして成功した人数の増加(2010年までに、フリーターをピーク時(2003年)の8割に減少など) 再チャレンジ支援のための制度・施設の利用率の向上（試行雇用事業について、試行雇用後の常用雇用移行率を8割以上とするなど）を示した。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/saityarenzi/061224honbun.pdf>)

「環境にやさしい企業行動調査結果」

(環境省 12月26日)

我が国の企業の環境保全に向けた取組が効果的に進められるよう、実態を把握して評価し、成果を普及させることを目的に、東京、大阪、名古屋の各証券取引所の上場企業等 6,444 社を対象に、平成 17 年度の環境に関する取組を調査した。

環境への取組と企業活動のあり方については、社会貢献も含めて「企業の社会的責任の一つである」と考えている企業等が 80.0%で、環境への関心の高さがうかがえる結果となった。

取組を実施している企業の設定目標は、「省エネルギーの推進」が 63.5%と高く、次いで、「産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進」は 58.6%、「オフィス廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進」は 56.1%などとなっている。

また、環境情報(データ、取組等)の公開状況については、「一般に公開している」とした企業等の割合が 50.3%(前年度比 2.9%増)と高く、環境報告書を作成している割合は、34.7%(前年度比 3.0%増)と増加している。

環境会計の導入状況については「既に導入している」と回答した企業等が 29.4%(前年度比 1.2%増)、「導入を検討している」企業も 13.7%(前年度比 3.7%減)で、今後は増加が見込まれるなどとしている。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7869&mode=print>)

「学校の安全管理の取組状況に関する調査」(平成17年度実績)

(文部科学省 1月18日)

国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校及び幼稚園の平成 18 年 3 月末時点の安全管理への対応状況を調査した。

防犯のマニュアルを作成している学校(学校独自の「危機管理マニュアル」を作成している学校のほか、文部科学省や教育委員会が作成したマニュアルを活用している学校も含む。)は、全体で 97.5%(前年度比 1.1%増) <都の公立学校 98.0% > であった。

また、通学マップを作成している全国の小学校は、88.8%(前年度比 28.5%増) <都の公立小学校 86.1% > にのぼる。

このほか、安全対応能力の向上を図るため、子どもに対し、防犯教室や防犯に関する訓練等を実施した学校の割合は、全体で 80.4%(前年度比 10.6%増、) <都の公立学校 88.8% > で、防犯ブザー(防犯ベル)の子どもへの配付(又は貸与)を行っている割合は 48.8%(前年度比 7.5%増) <都の公立学校 71.3% >、地域ボランティアによる学校内外の巡回・警備が行われた学校は、63.1%(前年度比 13.8%増) <都の公立学校 72.2% > などという結果になった。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/01/07011602.htm)

第166回国会（通常国会）で注目される主な法律案

注目される重要法案など

<会期1月25日～>

件名	主管省庁
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案	法務省
<日本国憲法の改正手続に関する法律案> <日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案>	(総務省)
少年法等の一部を改正する法律案	法務省
道路交通法改正案(仮称) <刑法及び道路交通法の一部を改正する法律案>	警察庁
その他(検討されている法案(仮称)) 労働基準法改正案、社会保険庁改革法案、教育改革関連法案、公認会計士法改正案、政治資金規正法改正案 など	

(は第163国会、 は第164国会からの継続審議、 < > は議員提出法案)

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

施行予定の法律

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の概要
(平成18年6月21日公布、施行予定：平成19年4月1日)

目的：労働者が性別に差別されることなく、かつ、女性労働者が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮することができる雇用環境のより一層の整備が求められている。性差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止する等の措置を講ずる。

性別による差別禁止の範囲の拡大

性別を理由とする差別の禁止：

- ・ 男女双方に対する差別の禁止に拡大。
- ・ 募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加え、配置に業務の配分及び、権限の付与を含む旨を明記し、降格、職種の変更、雇用形態の変更、退職の勧奨、労働契約の更新を差別禁止の対象に追加。

間接差別の禁止：

- ・ 厚生労働省令で定める措置について、合理的な理由がない限り禁止することとした。
(措置の例 労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重、体力を要件とすること等)

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

妊娠・出産・産休取得等を理由とする解雇以外の不利益取扱いの禁止を追加。
妊娠中・産後1年以内の解雇は事業主の反証がない限り無効。

セクシャルハラスメントの防止

男女労働者を対象とする事業主の雇用管理上必要な措置を義務化

(措置の例 当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な措置など)

対策を講じずは正指導に応じない場合、企業名を公表。紛争が生じた場合、男女とも調停等個別紛争解決援助の申出ができることとした。

ポジティブアクションへの取組(男女間の格差解消のための積極的取組)に対する援助拡大

国の援助の対象となる事業主の措置に、取組状況の外部への開示を追加。

(現行の対象：労働者の配置等の状況の分析、計画の作成 等を行う事業主に対する相談等)

過料の創設

報告徴収の規定に違反した場合、20万円以下の過料を科す。 など

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/164.html>

特集 道州制への動き

このテーマに関する最近の
新聞記事などを抜粋し、整理
して特集としてご紹介します。

道州制については、平成18年2月、第28次地方制度調査会が「導入が適当と考えられる」とする旨を答申し、安倍新政権も道州制の導入を重要政策に掲げ、臨時国会において道州制特区推進法を成立させた。さらに本年に入っては、道州制に対して全国知事会も初めて見解をまとめるなどの動きがあり、論議は新たな段階に入っている。

地方制度調査会が「道州制」導入を答申(平成18年2月28日)

首相の諮問機関の第28次地方制度調査会(会長・諸井虔太平洋セメント相談役)は28日の総会で、地方分権の推進と効率的な政府の実現に向け、都道府県を廃止・統合して国の権限を移す「道州制」の導入が適当とする答申を決定した。

道州の区域の例として、国の出先機関の管轄区域を基本に全国を9、11、13ブロックに分ける3案を示し、道州が担う事務として国道管理など40項目を例示した。(中略)

地方制度調査会答申の骨子

広域自治体改革の具体策として、道州制の導入が適当と考える。

地方公共団体は、道州と市町村の二層制とする。

道州の区域例として、全国を9、11、13ブロックに分ける3案を例示。

(東京圏にかかる道州の区域については、東京都は周辺県と合わせて一の道州とすることが基本。東京都の区域又は特別区の区域等のみをもって一の道州等とすることも考えられる。)

議会の議員は道州の住民が直接選挙する。議会の権能及び長との関係については、現行の都道府県に関する制度を基本とする。

道州への移行は原則全国において同時に行うものとする。

都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。国(特に地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲することとする。

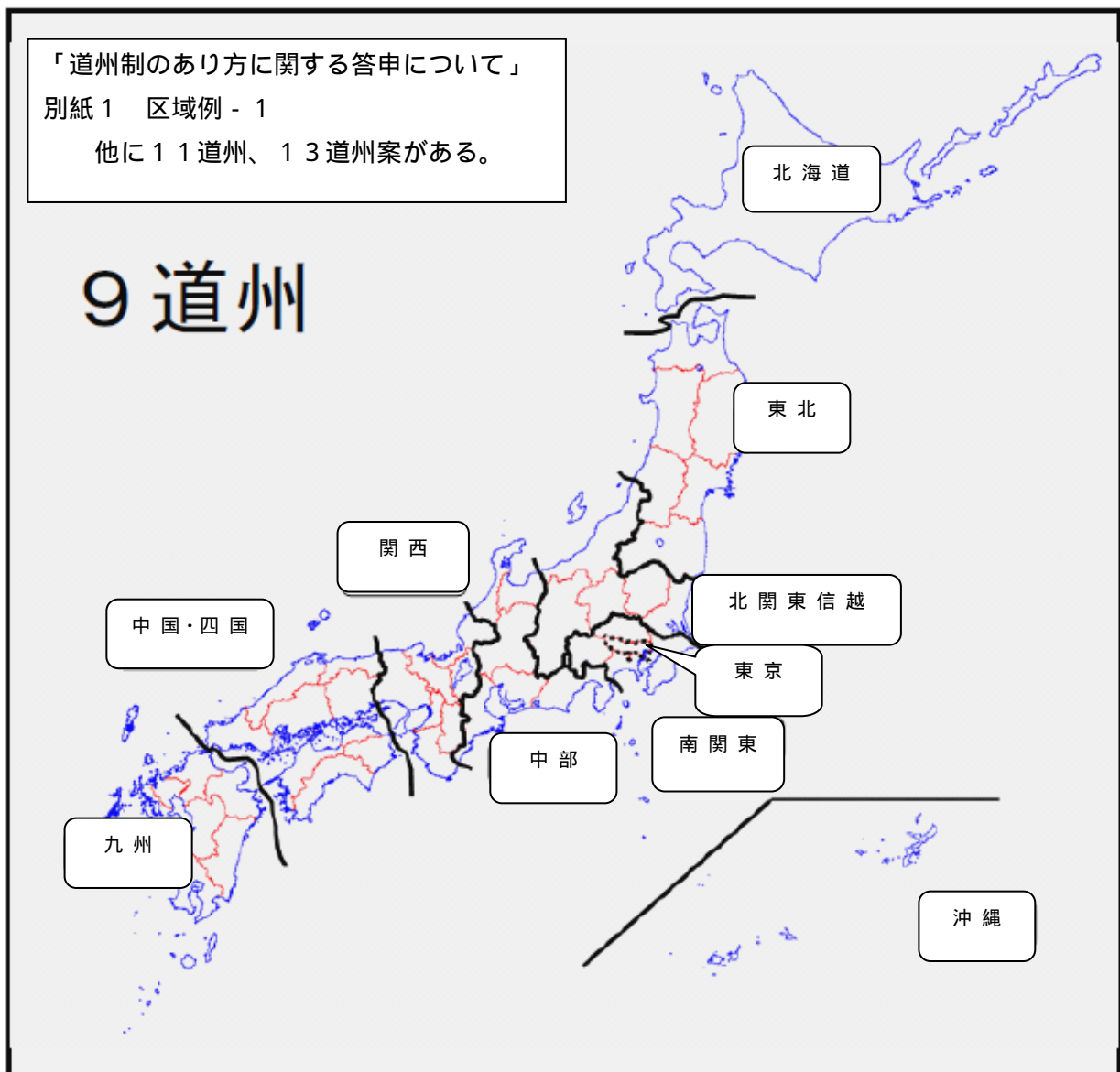
大都市等に関する制度については、道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例及びこれらに見合った税財政制度等を設けることが適当。(大都市としての特性が顕著で首都機能が集積する東京(現在

特別区の存する区域あるいはその一部)については、さらに、その特性に応じた特例を検討することも考えられる。) (18年3月1日付 読売新聞等より作成)

(参考) 道州が担う事務のイメージ

国道管理、1級河川管理、第2種空港管理、砂防設備管理、保安林指定、有害化学物質対策、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、中小企業対策、地域産業対策、観光振興対策、農業振興対策、農地転用許可、指定漁業許可、自動車運送・内航海運業等の許可、自動車登録検査、旅行業・ホテル・旅館の登録、職業紹介、職業訓練、労働相談、危険物規制(以上、国から権限移譲される事務のみ抜粋)

(18年3月1日付 読売新聞より作成)



答申の背景

- 市町村合併進展、増える広域課題 大胆な分権が必要に -

今回の答申の直接的な背景には、地方制度をめぐる三つの変化がある。一つは市町村合併の進展だ。1999年から始まった大合併で市町村数は3月末に1821になる。市町村の力が高まるため、県が行ってきた市町村を補完する仕事が縮小し、県の役割は次第に空洞化する。

二つ目は県境をまたがる地域課題の増加。首都圏のディーゼル車対策が示すように、暮らしも経済もすでに県境を越え、一つの県では解決できない広域的な課題が増えた。

そして三つ目が、国の出先と地方の二重行政をやめて効率性を求める行革の要請だ。

問題は、都道府県に代わる道州に国からどんな権限を移して、どんな道州制をつくるかにある。道州制は単なる行革ではない。国の統治構造を変える重い意味を持つ。

もし、国がこれまで通りに政策立案の権限を握ったまま、出先機関の仕事の執行権限を移すだけの道州制ならば、道州は、国が決めた仕事を行うだけの「巨大な国の総合出先機関」にしかならない。国を身軽にする行革にはなっても、地方分権とは無縁なものになるおそれがある。

これに対し、国は福祉や教育などを含めて政策の大綱を示すにとどめ、政策立案の権限まで移すなら、国と地方の関係が米独のような連邦制に近い分権的な道州制になる。その上で、市町村を基盤にする日本型の分権の歩みを加えれば、道州はその権限を極力市町村に移すことになる。

集権型に近い道州制か、分権型の道州制か。分権型を目指すなら、その課題は、三位一体改革でできなかった地方の自由を広げる権限移譲、補助金廃止と大きな税源移譲にほかならない。「さらなる三位一体改革なくして道州制への道はない」ということができる。

(18年3月1日付 読売新聞より)

道州制答申に対する石原都知事等のコメント

道州制をめぐって、「地方制度調査会」が「導入が適当」とする答申を決めたことを受け、石原知事は28日、「道州間の規模の均衡を目的とした区割り」が議論されるばかりで、現場の実態を検証した形跡が見られない。この内容で

本当に分権が進むのか疑問であると言わざるをえない」とするコメントを出した。

石原知事は首都圏で道路や大気汚染、廃棄物、治安対策などの広域的課題が山積していることを例に、「生活圏や経済活動の実態をも視野に入れて、広域行政のあり方を論ずるべきだ」としている。

一方、都が独自に設置している「東京自治制度懇談会」（座長・月尾嘉男東大名誉教授）も同時に意見を公表。答申の中で都や区部を単独の道州とする考え方も示されたことについて、「極めて狭い地域に特例的な制度を適用することは、国による直轄統治など、地方自治の根幹を否定する議論に結びつく恐れがある」と疑問を呈した。

（18年3月1日付 読売新聞より）

安部政権の重点政策に

「21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革、再編や、道州制の本格的な導入に向けた『道州制ビジョン』の策定など、行政全体の新たなグランドデザインを描いていく」

安倍首相は昨年9月の所信表明演説で、こう強調した。道州制だけでなく、中央省庁の再々編も含め、日本全体の行政機構を洗い直したい。そんな意味が込められている。（中略）

現在の都道府県の枠組みは1888年（明治21年）に固まった。道州制は、都道府県をより大きな「道」や「州」に統合・再編し、国の予算や権限を大幅に移すという構想だ。その論議は、古くは昭和初期の田中義一内閣から、何度も浮上しては消えた。

これまでは「夢物語」のように語られることが多かったが、安倍首相が重点政策に掲げたことで、にわかに脚光を浴びている。

（19年1月6日付 読売新聞より）

道州制 これまでの国の主な論議・動き

年	名称	特徴
昭和2年	行政制度審議会「州庁設置に関する件」	府県を完全自治体化した上で、国の行政機関としての州を設置すべきと提言。
昭和23年	行政調査部「広域地方行政制度に関する諸案」	地方行政庁案（府県存置、官選長官）、道制案（府県廃止、公選行政委員）、州制案（府県廃止、官選長官）の3案をまとめる。

昭和32年	第4次地方制度調査会「地方制度の改革に関する答申」	府県を廃止し、全国を7から9の地方（国と地方公共団体の中間的な団体）に再編し官選の地方長を置く。
昭和41年	都道府県合併特例法案の提出	合併関係都道府県が、議会の議決を経て、内閣総理大臣に合併を申請し、国会の議決を経て都道府県の合併を認めるもの。昭和42年廃案
昭和56年	第18次地方制度調査会「地方行財政制度のあり方についての小委員会報告」	現在の府県制度は国民の生活・意識に強く定着していることなどから、広域的行政制度のあり方については慎重に審議のうえ結論を得るべきものとした。
平成5年	臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）「最終答申」	現行の都道府県制度に代わるべき新しい広域的自治体制度（いわゆる道州制）の意義等について検討を行う必要があるとした。
平成15年	第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」	国の役割の重点化と地方公共団体への機能移譲、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域の形成のため。道州制の導入を検討する必要があるとした。
平成16年	地方自治法の改正（6条の2を新設）	都道府県の自主的合併手続き等の整備（特別法の制定が不要になった。）
「道州制ハンドブック」（地方自治制度研究会編集・ぎょうせい発行）等から作成。		

道州制特区推進法（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律）が成立
（平成18年12月13日）

北海道をモデルケースに国の権限と財源を地方に移譲する枠組みを定めた道州制特区推進法は13日、参院本会議で与党の賛成多数で可決、成立した。平成19年4月1日の施行当初は北海道だけが対象地域で、開発道路や2級河川の実管理・整備など8項目の国の権限を財源とともに道に移す。3都府県以上の合併が将来、実現すれば、権限や財源移譲の対象とする規定も設け、将来の「道州制」の布石とすることを狙う。（中略）

同法は地方分権と行政効率化の推進が目的。政府に首相を本部長とする「道州制特別区域推進本部」を新設し、北海道のほか、3都府県以上の合併による広域行政化を進めるうえでの政策立案に取り組むことなどを定めた。

（18年12月13日付 毎日新聞より）

道州制特区推進法の骨子

道州制特別区域は北海道、または3つ以上の都府県を含む区域とする。（これを「特定広域団体」と呼ぶ。）

政府は道州制特別区域基本方針を閣議決定する

北海道（特定広域団体）は基本方針の変更についての提案をすることができる。（その際には、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定団体の議会の議決を経なければならない。）

北海道（特定広域団体）は基本方針に基づき、道州制特別区域計画を作成する。（その際には、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定団体の議会の議決を経なければならない。）

政府は北海道（特定広域団体）が事業を実施する際、交付金を交付する
（18年12月13日付 読売新聞等より作成）

法案では、当面、北海道に移譲される権限は8項目にとどまり、北海道開発局が所管する国道や河川、砂防事業などの大半は国の所管として残る。（中略）今回の法案を道州制導入に向けたステップにするのであれば、今後、さらなる制度の見直しが求められる。

（18年12月13日付 読売新聞より）

全国知事会の「道州制に関する基本的な考え方」(平成19年1月18日)

全国知事会（会長・麻生渡福岡県知事）は1月18日、東京都内で全国会議を開き、道州制についての統一見解「道州制に関する基本的な考え方」をまとめた。国などが導入を検討する際に求める基本原則として「中央省庁の解体再編を含めた地方への権限委譲を検討すること」など7項目を盛り込んだが、導入の是非についての知事会としての判断は見送った。安倍政権が重要課題に掲げる道州制について、知事会が見解を示したのは初めて。

慎重論も根強いいため、知事会として導入を求める内容にはせず、「国などが導入を検討するのであれば」という前提で意見集約した。

統一見解でほかに盛り込んだのは「国が担う事務は外交、防衛、司法など国が果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は基本的に地方が担うべきだ」など

（19年1月19日付 東京新聞より）

「道州制に関する基本的考え方」(骨子) 全国知事会(19年1月18日)

道州制の基本原則

道州制の検討に当たっては、以下の基本原則が前提とならなければならない。

- 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない。
- 2 道州は都道府県に代わる広域自治体とし、道州と市町村の二層制とする。
- 3 国と地方の役割分担は抜本的に見直したうえで、地方が主体的・総合的に政策展開できるものとする。
- 4 役割分担の明確化では、中央省庁の解体再編を含む中央政府の見直しを伴うべきだ。
- 5 道州に決定権を与えるため、国の法令内容は基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立する。
- 6 道州が地域特性に応じた政策展開ができるよう、自主性、自立性の高い地方税財政制度を構築する。
- 7 道州の区域は、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定する。

道州制検討の進め方

- 1 国と地方が一体となった検討機関の設置が必要である。
- 2 国民意識の醸成が必要である。

(19年1月19日付 読売新聞等より)

石原知事(19年1月19日記者会見)

「道州制の問題のレポートの中に、都道府県の一つだけが道州になりうることもあると明記されている。これは現実に全然違う。東京を中心とした首都圏の広域行政は、はるかに県境をまたいだもの。大気汚染のディーゼル車の排ガス規制もそう。東京都の昼間人口は周りの3県から来て数百万人増える。そういう行政需要もあって対応しているわけですから。(後略)」

(19年1月20日付 東京新聞より)

(参考)

東京都では、11月28日に「東京都自治制度懇談会 議論のまとめ」を発表した。同「議論のまとめ」では、道州制における広域自治体のあり方について、

- 1 道州制の導入に当たっては、中央省庁の解体・再編を含めた国と地方のあり方の抜本的見直しが必要。
 - 2 地域の広域的課題を解決することこそが道州の役割。
 - 3 首都圏の道州は、少なくとも一都三県を包含する範囲が必要。
- などの考えが示されている。

トピックス

外国人入国者数、過去最高を更新

法務省入国管理局「入国者・出国者概況速報」から

800万人台を突破

法務省入国管理局が平成19年1月12日に発表した「平成18年における外国人入国者及び日本人出国者の概況について」によれば、平成18年における外国人入国者は、810万7,684人で、前年に比べ65万7,581人(8.8%)増加し過去最高となった。また、再入国者を除いた新規入国者は、673万3,560人で、前年に比べ61万2,851人(10.0%)増加し、過去最高を更新した。

「この増加は、政府を挙げて取り組んでいる外国人観光客の招致キャンペーンや、平成17年3月からの韓国及び台湾の査証免除措置、及び、中国に対する査証発給条件の緩和の効果が、新規入国者の増加に反映されており、これらの国・地域を中心としたアジアからの旅行者増加が全体の伸びにつながっていると考えられる」と、同速報は分析している。

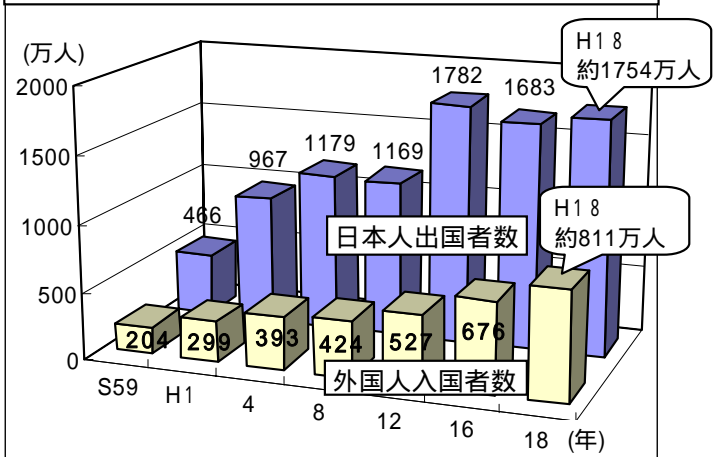
観光立国基本法の成立

平成18年12月13日、議員立法により、観光立国基本法が成立した。今後、政府としては、法の趣旨を踏まえて、地域の魅力ある観光地づくりの取組みに対する支援(1)や、ビジット・ジャパン・キャンペーン(2)の強化など、観光立国の実現に関する施策を、関係省庁が連携して推進することとしている。

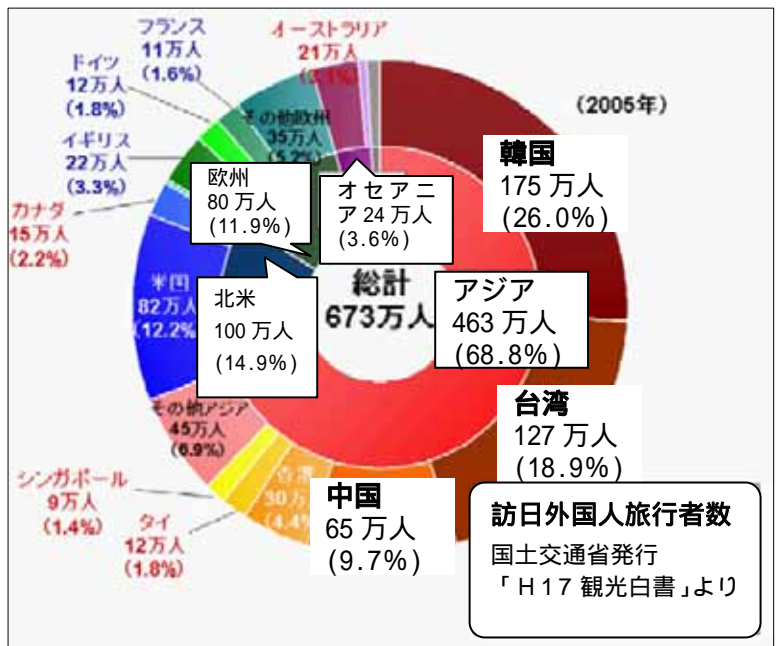
「世界有数の観光都市に」

平成18年12月に知事本局が発表した東京都の長期プラン「10年後の東京」では、現在は年間500万人台にとどまる外国人旅行者の倍増を目指している。観光の視点を取り入れたまちづくりやそれを担う人材の育成の取組みによって、10年後の東京が、「世界有数の観光都市となっている」というビジョンを描いている。

グラフ 外国人入国者数及び日本人出国者数の推移 (昭和59年～平成18年)



出所 法務省入国管理局「平成18年における外国人入国者及び日本人出国者の概況について(速報)」および「平成17年における外国人及び日本人の入出国者統計について」より作成



訪日外国人旅行者数
国土交通省発行
「H17 観光白書」より

1 観光ルネサンス事業 観光地づくり支援策のひとつ

意欲の高い民間人の活動による観光地づくりを支援する制度として創設された。H18年度の補助金交付対象事業として、都内からは「NPO法人隅田川・江戸文化観光振興会」の事業が選ばれている。(同会HP)
<http://kanko-sumida.com/sumidagawa-edo/>
国土交通省HP・観光ルネサンス補助事業について
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/renaissance.html>

2 ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)

政府の「グローバル観光戦略」のひとつ。日本人の海外旅行者数と、我が国を訪れる外国人旅行者数の格差を是正しようとするものである。VJCの中核事業のひとつとして、平成19年1月20日～2月28日を、「YOKOSO! JAPAN WEEKS 2007」とし、国内外において集中的にキャンペーン事業を行う。(VJCのHP <http://www.vjc.jp/>)

経済の動き

国内の動き

～内閣府「月例経済報告 平成19年1月22日」(主に平成18年11月の状況)による。～

(我が国経済の基調判断)

当月は、前月との変化はなし。

(我が国経済の基調判断)

景気は、消費に弱さがみられるものの、回復している。

- 企業収益は改善し、設備投資は増加している。
- 雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られる。
- 個人消費は、おおむね横ばいとなっている。
- 輸出は、横ばいとなっている。生産は、緩やかに増加している。

先行きについては、企業部門の好調さが持続しており、これが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

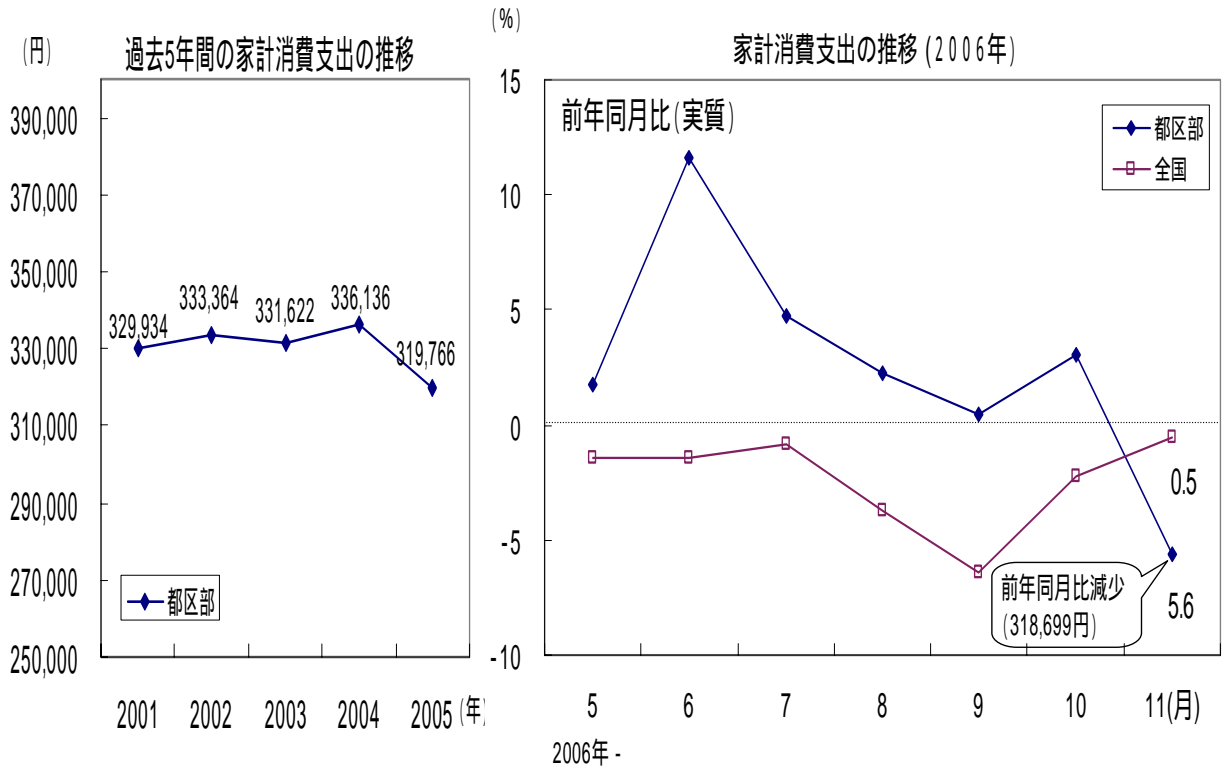
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2007/0122getsurei/henkou.pdf>

都内の動き

主要経済指標（平成18年11月を中心とする）について
 ～ 出典：東京都産業労働局 「産業・雇用就業統計（平成19年1月）」および
 東京都都市整備局 「報道発表資料・住宅着工統計」より～

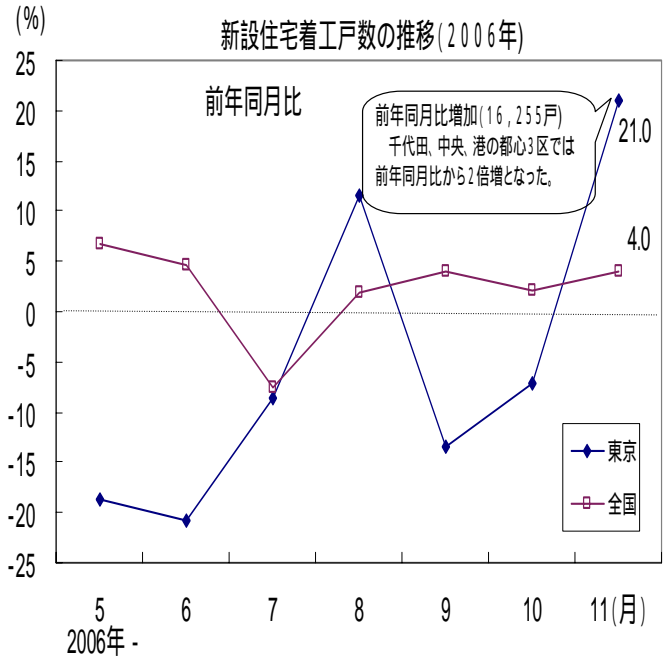
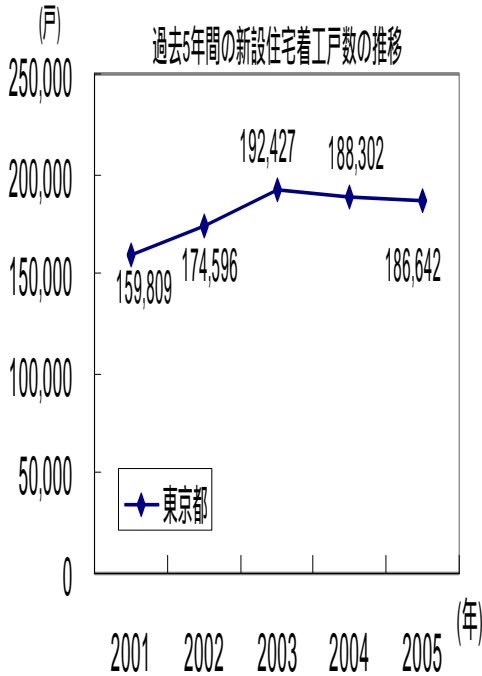
家計消費支出（東京都区部）	11月は、前年同月比で減少した。
新設住宅着工戸数（東京都）	11月は、前年同月比で増加した。
東京都工業指数（東京都）	生産は、2か月連続で減少した。
完全失業率（東京都）	7 - 9月は3.9%であった。
有効求人倍率（東京都）	11月は1.44と、10月（1.50）より低下した。

家計消費支出は8か月ぶりの減少（前年同月比）



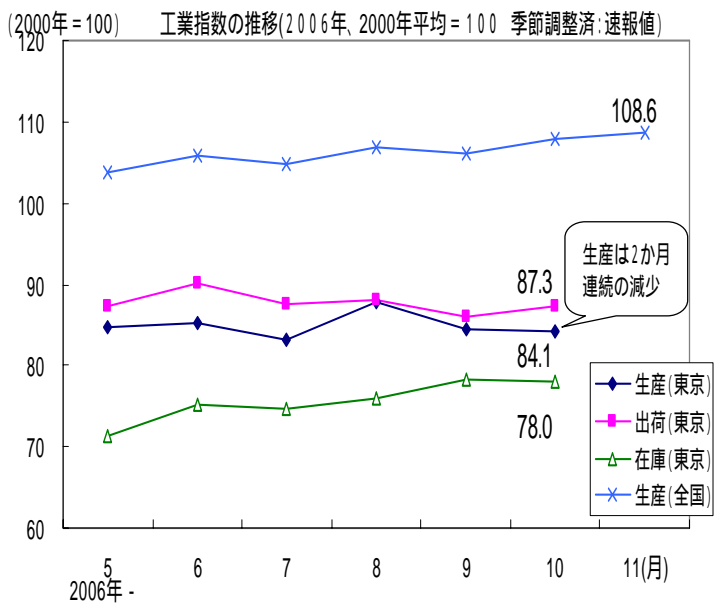
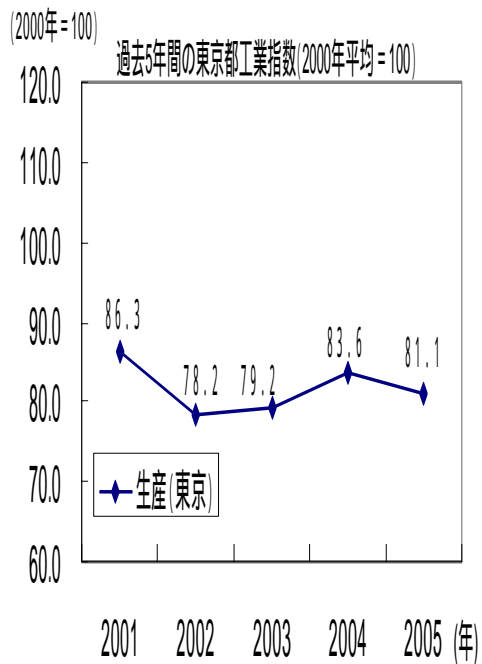
資料 総務省「家計調査」

新設住宅着工戸数は3か月ぶりの増加（前年同月比）



資料 国土交通省「建築着工統計調査報告」

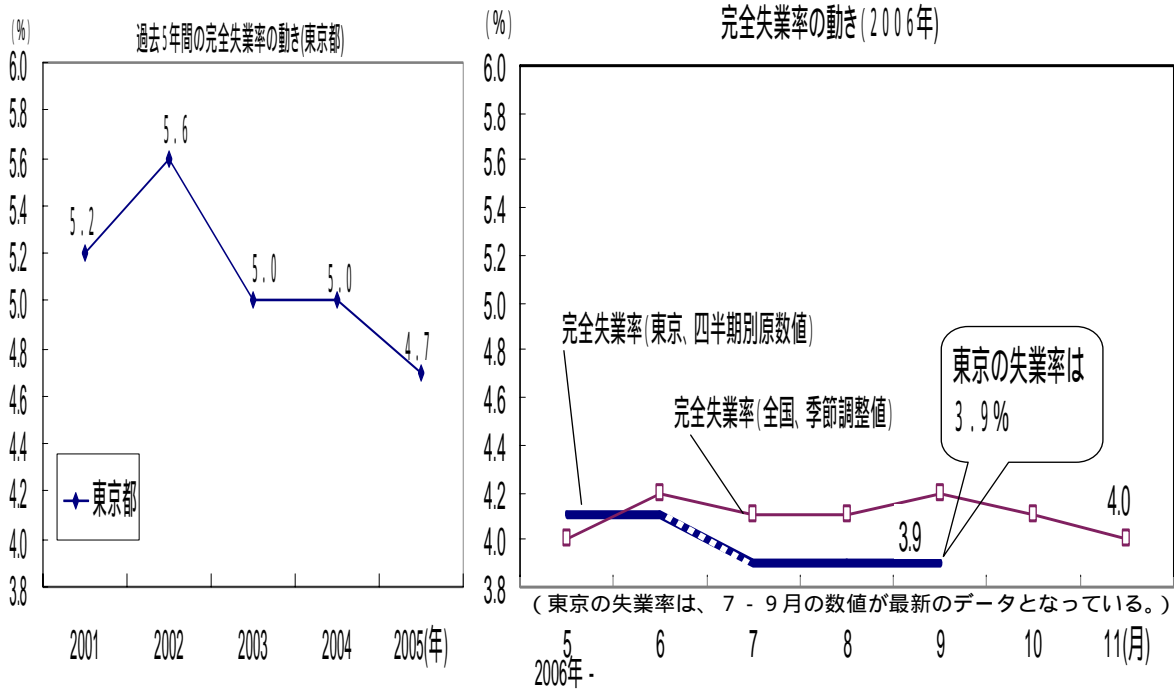
生産は2か月連続の減少



注 全国は鉱工業の指数である。

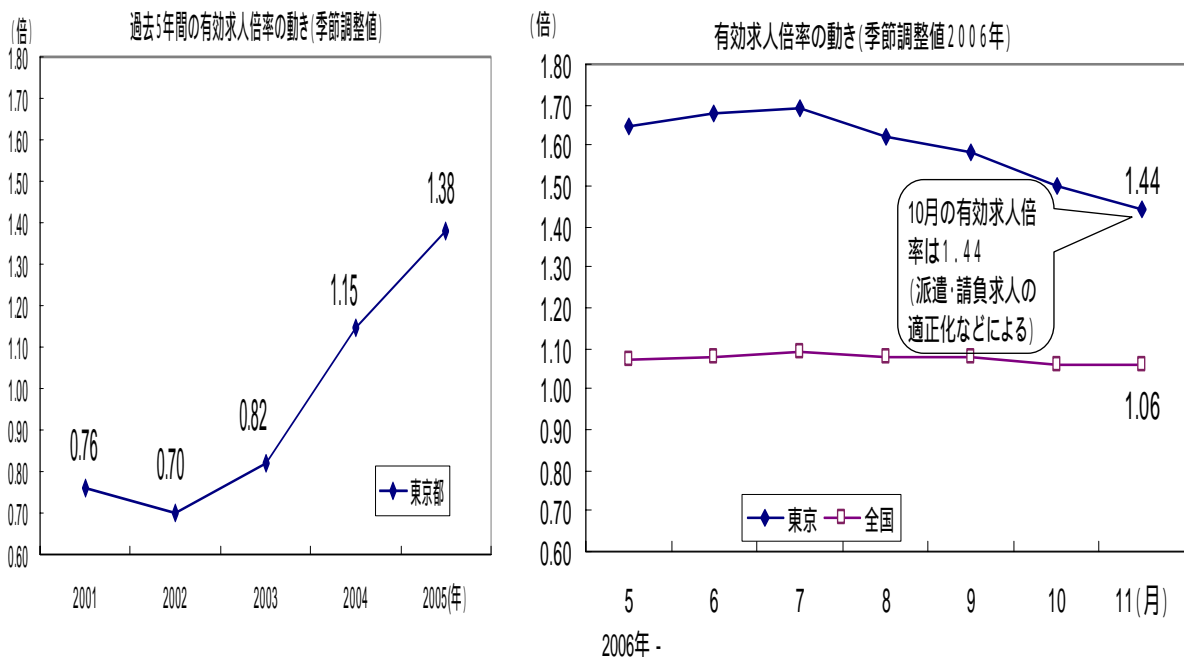
資料 東京都総務局「東京都工業指数月報」、経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数」

7～9月の完全失業率は3.9%



資料 東京都総務局「東京の労働力」、総務省「労働力調査」

有効求人倍率は1.44に低下



資料 厚生労働省、東京労働局「職業安定業務統計」、「報道発表資料」

図書館からのお知らせ

図書館の新作図書の中から、ピックアップしてご紹介いたします。



観光デザイン学の創造

編者 桑田 政美（京都嵯峨芸術大学教授）
（世界思想社、2006年）

《目次》

序 「観光デザイン」の理念と目的
デザインから観光へ
観光からデザインへ
観光デザインの思想
観光デザイナーの育成

解説

観光が経済に刺激を与え、教育を充実させ、国民の国際性を高めることは、世界中で広く認識され、観光はいまや、国の将来、地域社会の未来を切り拓く有力な手段となっているとあって過言ではない。

ただ、近年は、旧来の名所見物型の観光から、各個人の需要に応じた参加型・体験型の新しいタイプの観光が求められる傾向があり、また、それぞれの地域社会では、グローバル化や産業構造の転換、少子化の進展などの問題を抱えて、地域外からの交流人口の誘致・導入を進め、地域文化の再生と活性化を図る必要を強く認識するようになってきた。

こうした状況を踏まえ、それぞれの地域の貴重な自然資源や文化資源を有効かつ持続可能な方法で活用できる、新しい観光システムの確立が必須の課題となっている。

本書は、エコツーリズムや、都市の町並みや地域の産業、人々のライフスタイルそのものを観光の対象とする動き、メッセージ性の高いイベント作りなど、各地の取組み事例を掲げながら、与えられた資源を生かして企画、設計、観光事業化する『観光デザイン』の基本理念について解説し、さらに、そうしたデザイン力を持った人材を養成することの重要性を主張する。

議会図書館では、ここでご紹介したものを含め、議員の皆様の調査に役立てていただくよう図書、資料をそろえてまいりますのでどうぞご利用ください。

「政策情報月報」に関するお問い合わせは、
こちらまでお願いします。

調査部 調整担当課長 谷 盛博
電話 03 - 5320 - 7153
内線 56 - 320